

高齢者の見守り・買い物支援に係る事業 仕様書

1 本仕様書の目的

本仕様書は、高齢者の見守り・買い物支援に係る事業について必要な事項を定めたものであり、本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 業務名称

高齢者の見守り・買い物支援に係る事業

3 目的

本市では、一人暮らしの高齢者や高齢者だけで構成される世帯が増えていることから、日常生活に不安を抱えている方や買い物が困難な方が増加している。このことから、定期的な対面による安否確認を通じて、異変の早期発見や困りごとの相談を受けたり、移動販売車による買い物の支援により、地域福祉を向上させることを目的とする。

4 実施開始日

令和8年4月1日から

5 業務の内容

(1) 高齢者の見守り・買い物支援に関する事業

①事業内容

市が所有する移動販売車により高齢者宅等を訪問し、見守り・買い物支援を行う。

見守りに関しては高齢者の状態の変化に配慮し、異変に気付いた際には記録をする。訪問時には高齢者からの各種相談に対応をするものとする。また、緊急事態の場合には、速やかに市へ報告するとともに、救急車を呼ぶなどの緊急対応を行う。

買い物支援に関しては、利用者のニーズに応じた商品提供を行うよう、商品提供事業者と調整を行う。売上金については、毎日の業務終了後、金額を確認し、商品提供事業者へ入金するものとする。

②委託費

市から委託費を支出するものとする。金額については、市と協議し令和8年度の予算に応じ契約するものとする。

(2) 商品提供に関する事業

①事業内容

(1) で実施する高齢者の見守り・買い物支援で取り扱う商品の提供を行う。商品の提供に関しては、販売事業者と協力し、商品管理や利用者のニーズに沿った商品提供を行う。

②委託費

(1) で販売された販売金は受託者の収入とし、委託費は発生しないものとする。

6 業務の報告等

(1) の事業に関しては、利用人数、売上金額、利用者の特記事項等について市が提供するオンラインシステムにより報告するものとする。

(2) の事業に関しては、報告を不要とする。

7 その他留意事項

- (1) 業務の円滑な遂行を図るため、常時、受託者間及び市と緊密な連絡関係を構築する。
- (2) 本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。契約終了後もまた同様とする。
- (3) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、白河市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年白河市条例第3号）を遵守すること。
- (4) 本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときはこの限りではない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、市と協議して定めるものとする。ただし、明治のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。